

美瑛町健幸ポイント事業管理・運営業務に係るプロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、美瑛町健幸ポイント事業管理・運営業務に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等について必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業務名 美瑛町健幸ポイント事業管理・運営業務
- (2) 業務内容 別紙「美瑛町健幸ポイント事業管理・運営業務仕様書」の内容に基づき、業務を実施する。
- (3) 業務期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 履行場所 上川郡美瑛町南町1丁目2番43号 美瑛町保健センター
- (5) 予算額 発注額の上限は12,200,000円（消費税及び地方税を含む。）とする。

3 プロポーザル方式を活用する理由

現在美瑛町では、少子化や慢性的な町外への転出による支え手不足や高齢化に伴う社会保障費の増大に課題があり、健康寿命の延伸により誰もが生涯現役で活躍できるまちづくりを推進している。

本町における健康増進及び介護予防施策としては、個々の健康状態に応じたハイリスクアプローチに加え、平成28年度より個人へのインセンティブ提供による自主的な健康づくりの推進を目的としたマイレージ事業を実施してきた。

マイレージ事業参加者の多くは、体組成（体脂肪や筋肉量）の改善が図られた一方、健康無関心層も含めた町民全体の健康づくりへの気運醸成や具体的な行動変容及び持続的な健康増進活動を促すことには課題が残っている。

本業務は、これまで紙媒体で実施してきたマイレージ事業について、IoTの活用やICT化により健康の「見える化」を図り、町民の健康意識を高め主体的な健康づくりに取り組む環境を整備することで、誰もが自然と健幸になれるまちづくりの推進を図るものである。

そのため、健幸ポイント事業について提案可能な事業者を公募し、実績・実施体制・費用等を総合的に評価し、広い視野を持って本業務を町と協働できる事業者を選定するため、プロポーザル方式を採用する。

4 参加資格

次に掲げる資格及び条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和5・6・7年度美瑛町入札参加資格者名簿登録業者であること。
- (3) 美瑛町が行う競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者等、経

営状態が著しく不健全な者でないこと。

- (5) 国内において本案件と同種又は類似業務と認められる業務の履行実績が3団体以上あること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体ではないこと。
- (7) 国税及び地方税等の滞納がないこと。

5 参加表明書及び会社概要書の提出

(1) 提出書類

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下の書類を提出すること。

- ① 参加表明書（様式1）
- ② 会社概要書（様式2）

(2) 提出期間

令和7年10月30日（木）午前8時30分から令和7年11月11日（火）午後5時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便等配達状況を確認できるものに限る。）とする。ファックス又は電子メールでの提出は認めない。

(4) 提出先

〒071-0202 上川郡美瑛町南町1丁目2番43号 美瑛町保健センター
美瑛町 保健福祉課 健康づくり係
TEL：0166-92-7000（直通） FAX：0166-68-7057
e-mail：hoken_fukushi@town.biei.hokkaido.jp

(5) 参加者選定決定通知

令和7年11月12日（水）発送予定

6 実施要領等に対する質問及び回答

- (1) 実施要領等に対する質問は、質問書（様式5）に必要事項を記入し、電子メールで提出する方法に限るものとする。なお、軽微なものを除き口頭による質問は受け付けない。

(2) 質問受付期間

令和7年10月30日（木）午前8時30分から令和7年11月5日（水）午後5時まで

(3) 質問受付先

上記5（4）に同じ。

(4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、電子メールにて令和7年11月6日（木）に回答する。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

上記5（1）の書類を提出し、要件を満たすものとして本選定への参加を認められた者は、次に定める書類を期間内に提出するものとする。※審査会については次項参照

- ① 企画提案書（様式3）
- ② 業務経費見積書（様式4）

企画提案書等の記載内容については下記の内容に基づき作成すること。

- ア 会社概要（様式2に基づき必要事項を記載）
- イ 仕様書に関する事、又は仕様書以外で本業務について提案できる事項
- ウ 本業務に対する取組方針
- エ 業務実施体制（組織、担当者（経験、能力、資格）人数等を記載）
- オ 業務スケジュール
- カ 関連業務の実績（契約名、自治体名、契約年度）

※上記書類はすべてCD-R又はDVD-Rに保存し提出すること。

(2) 提出部数

正本1部と副本5部

(3) 提出期限

令和7年11月25日（火）午後5時

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便等配達状況を確認できるものに限る。）とする。

(5) 提出先

上記5（4）に同じ。

8 委託業者の選定

(1) 審査方法

当課が設置する審査会において、企画提案書及びプレゼンテーションの内容で審査し選定する。応募要件を満たし、参考見積額が予算額以内である提案を比較・検討のうえ、評価項目に基づき総合的に審査を行う。

(2) 企画立案の評価

企画立案の評価項目は、次に定める内容とする。

- ① 事業への理解・的確性
- ② 事業のKPIの設定
- ③ 業務実績
- ④ アプリ構築・運用
- ⑤ ポイント付与設計・仕組み構築
- ⑥ 取組成果を実感できる仕組みの提案・実施
- ⑦ 無関心層への配慮
- ⑧ 管理用コンソールの操作性・効率性
- ⑨ 集計・分析
- ⑩ 業務実施体制・スケジュール
- ⑪ 価格

(3) プレゼンテーション及び審査会に関する事項

- ① プレゼンテーション開催日時／会場
令和7年12月2日（火）午後2時（予定）／美瑛町役場 2階会議室
- ② プレゼンテーションの現地参加者は3名以内とする。
- ③ プレゼンテーションの持ち時間は30分以内とする。
- ④ プレゼンテーション終了後、選考委員との質疑応答の時間を設ける。
- ⑤ プレゼンテーションで使用するモニター、HDMIケーブル及びCタイプの変換アダプタは、本町が準備するが、それ以外の機器が必要な場合は参加者が準備すること。
- ⑥ プレゼンテーションはオンラインによる対応も可能とする。
- ⑦ 詳細については、参加者決定通知の中でお知らせする。

（4）参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。なお、委託予定者として選定された後にあつては、その者とは契約を締結せず、次点の評価上位者と契約を締結することとする。また、契約における受託者となった後にあつては、その者との契約を解除し、次点の評価上位者と契約を締結する。

- ① 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- ② 提案価格が上記2（5）の予算額の範囲を超えた場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載があつた場合
- ④ 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至つた場合
- ⑤ 審査の公平性を害する行為があつた場合
- ⑥ その他、企画提案に当たり著しく信義に反する行為があつた場合

（5）審査結果の通知

審査結果は、令和7年12月8日（月）に書面にて通知する。なお、選定結果について異議申し立ては受け付けない。

9 契約の締結

（1）契約金額

町は、企画提案の評価に基づき選定した参加者を本業務に係る随意契約の相手先として予定するものとし、見積額が予定価格の範囲内であればその者と契約を締結する。

（2）業務の実施

契約後の業務の実施については、企画提案書に基づき町と協議のうえ行うものとする。

（3）その他

- ① 前払い制度 適用しない
- ② 部分払い制度 適用する

※仕様書に記載の令和8年3月31日までに部分引渡しを終えた業務項目において、726,000円（消費税及び地方税を含む。）を上限とし、令和7年度会計において支払う。

- ③ 契約保証金 免除する
- ④ 契約書作成の要否 必要

10 その他

- (1) 企画提案書の作成等、参加に係る一切の経費は参加者の負担とする。
- (2) プロポーザル参加表明書及び企画提案書等の提出書類は返却しない。
- (3) 提案者が一社であっても企画提案の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、発注候補者として決定する。
- (4) 参加表明書の提出がなかった場合又は提案者のいずれも評価の基準を満たしていなかった場合には、本プロポーザルを無効とし、再度公募を行うこととする。
- (5) 本要領に定める事項の他、必要な事項については別途町が定めるものとする。
- (6) 選定された委託予定者と協議を行い、その結果、必要により仕様書の修正、追加等を行う場合がある。